

実施方針等に係る質問書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
1	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	建設一時金の支払いの時期は引き渡し後、翌月現金でしょうか？	支払い時期は募集要項公表時に示します。支払い方法は指定口座へ振り込みます。
2	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	建設一時金については、前渡金、中間金の支払は可能でしょうか？	前払い・中間前金払いは行いません。
3	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	建設一時金について一定の額と有りますが、想定金額をご教授願います。	募集要項公表時に示します。
4	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	残金は割賦払いと有りますが、割賦払いの支払回数及び支払時期をご教授ください。	募集要項公表時に示します。
5	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	「市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引き渡し後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。」とありますが、「一定の額」は入札公告時にお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	本施設の設計・建設に係る対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメント費用、エージェント費用等)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	要求水準書P.39学校配膳室改修業務の対価は、本施設の引渡後に建設一時金として事業者へ一括支払いが行われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	事業者の収入	4	1	(1)	オ	(オ)	①	一定の額について一括支払いとの事ですが、一定の額について率等を教えていただけますでしょうか？	募集要項等公表時に示します。
9	実施方針		4	1	(1)	オ	(オ)	②	開業準備及び維持管理・運営に係る対価には、開業準備及び維持管理・運営期間中に発生する①金融機関に支払う手数料(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針		4	1	(1)	オ	(オ)	②	開業準備費用は、開業準備業務終了後、一括にて支払われる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	事業の実施スケジュール	4	1	(1)	オ	(キ)		本施設の所有権移転は令和7年6月を予定されておりますが、これは6月末日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	事業の実施スケジュール	4	1	(1)	オ	(キ)		事業スケジュールのうち、「解体・設計・建設期間」として約24ヶ月を見込んでいますが、既存施設解体業務と設計業務は並行して行ってよいという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
13	実施方針	募集及び選定の方法	6	2	(1)						入札価格については、上限金額は明示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
14	実施方針	スケジュール	7	2	(3)						募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表から参加資格審査書類の受付締切までの期間が短いと考えます。回答を踏まえ準備した審査書類の差し替え等が生じる可能性がありますので、期間を見直すか、電話等での問い合わせに柔軟に対応いただけないでしょうか。	内容によっては問い合わせ対応します。
15	実施方針	スケジュール	7	2	(3)						募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表から提案審査書類の受付までの期間が短いと考えます。回答公表前であっても、提案審査書類の提出にかかわる内容については、電話等での問い合わせに柔軟に対応いただけないでしょうか。	内容によっては問い合わせ対応します。
16	実施方針		9	2	(4)	ケ					基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂けますようご検討をお願い致します。 本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	ご意見として承ります。
17	実施方針		9	2	(4)	ケ					基本協定書について、入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定、若しくは当該参加資格を喪失した構成員以外にて参加資格要件を満たし、かつ事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
18	実施方針		9	2	(4)	ケ					基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
19	実施方針		9	2	(4)	ケ					基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
20	実施方針		10	2	(5)	ア					SPCから間接的に業務の受託・請負をし(構成員からの再委託等)、かつSPCに出資することは可能でしょうか。 またその場合、当該企業は構成企業や協力企業ではなくその他出資者(基本協定書の締結者にはならない)となる認識で宜しいでしょうか。	前段については可能です。 その場合、実施方針の用語の定義に示すとおり、構成企業にあたります。
21	実施方針	応募者の構成と定義	10	2	(5)	ア					構成企業の定義について、「特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定であり、」とありますが、例えば、建設企業から下請負する企業であっても、特別目的会社に出資することで構成企業となることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	応募者の構成と定義	10	2	(5)	ア					応募者の構成員たる協力企業から業務を再委託・下請負する企業で、特別目的会社に出資する企業は構成企業として参画することができるかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	複数応募の禁止	10	2	(5)	エ					「選定されなかった応募者の構成企業(代表企業を除く)又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。」とは、選定されなかった応募者の構成企業又は協力企業は特別目的会社から直接業務を受託・請負することができるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	応募者の構成	10	2	(5)	エ					協力企業も複数応募の禁止対象になるという考えでよいか。	ご理解のとおりです。
25	実施方針		11	2	(6)	ア					FA業務やSPC管理業務を担う企業は、「A共通の参加資格要件」記載の内容を満たせばよい認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
26	実施方針	個別の参加資格要件	12	2	(6)	イ				10頁の構成企業の定義によれば、特別目的会社から間接的に受託・請負する予定の企業も構成企業となることができるとなっておりますが、特別目的会社から直接受託・請負構成員の再委託・下請負として参加する構成企業であっても、(ア)から(カ)の業務に関わる場合には、当該参加資格要件を満たさなければならぬということでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	建設業務を行う者	14	3	(6)	イ	(ウ)			「個別の参加資格要件」について、本件の施設が、給食共同調理場であり、建設工事における設備工事(電気・機械工事)の割合が、過半以上を占める場合があると考慮致します。また、施設的に設備比率が高く、設備の重要性が大切なうえ、今の要件では、地元企業を含む設備会社が、SPCから直接業務を請け負うことができないと考えます。つきましては、「設備工事」を請け負うものは、貴市(倉敷市)の入札参加資格者名簿に電気・管工事のいずれかの登録をしており、また、会社として建築一式工事の資格を有していれば、今回の参加条件を満たし、SPCからの直接の工事発注を請けられるという理解でよろしいでしょうか。	記載いただいたような要件を満たす設備会社が構成員として参加することを禁止はしていません。応募者を構成する者の中に、参加資格要件を満たす「建設業務を行う者」が含まれていれば構いません。
28	実施方針	建設業務を行う者	14	2	(6)	イ	(ウ)			「複数の者で実施する場合」について、実際に特別目的会社から業務を受託する形態としては、甲型IV、乙型IV及びSPCから別途に発注する(例:配送校改修工事等)いずれの形態でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	建設業務を行う者	14	2	(6)	イ	(ウ)	④		平成19年4月以降に工事が完了した延べ面積3,000㎡以上の新築・改築等の元請としての施工実績が求められていますが、その用途や公共施設であるか否かについては、特に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	維持管理業務を行う者	14	2	(6)	イ	(オ)			維持管理業務を行う者は、入札参加資格者名簿に記載されているか否かは問われないと理解して宜しいでしょうか。仮にその通りであるとすると、P11、2、(6)、ア、(イ)及び(ウ)の、指名停止または指名除外の規定は、維持管理業務を行う者には適用されないということでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段については、適用されます。(入札参加資格者名簿に記載されており、指名停止または指名除外を受けている場合は参加資格を満たしていないと判断します)
31	実施方針	地域経済への配慮	15	2	(6)	ウ				地域経済への配慮について、審査時における加点評価はIV構成員の他にどのような審査基準があるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
32	実施方針	運営業務を行う者	15	2	(6)	イ	(カ)			運営業務を行う者は、入札参加資格者名簿に記載されているか否かは問われないと理解して宜しいでしょうか。仮にその通りであるとすると、P11、2、(6)、ア、(イ)及び(ウ)の、指名停止または指名除外の規定は、運営業務を行う者には適用されないということでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段については、適用されます。(入札参加資格者名簿に記載されており、指名停止または指名除外を受けている場合は参加資格を満たしていないと判断します)
33	実施方針	参加資格要件の喪失	15	2	(6)	エ				応募者の構成企業のいずれかの者が、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応について、(ア)及び(イ)に記載されていますが、協力企業については適用されないということでしょうか。それとも、対象となるのは構成企業ではなく、構成員の誤植でしょうか。	「構成員」が正です。実施方針を修正します。
34	実施方針		16	2	(7)					特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
35	実施方針	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17	3	(1)	ウ				「事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。」とありますが、市が付保を義務付ける保険の種類、条件等は入札公告にてお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17	3	(2)					「事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金を納付するものとする。(契約金額の10%以上。補償金に代わる保証等も可とする。）」とありますが、「補償金に代わる保証等」には履行保証保険も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、「補償金に代わる保証等」にて対応する場合、保証の条件等は入札公告にてお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段・後段ともに、ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
37	実施方針	リスク分担の方法等	17	3	(1)	ウ					貴市が付保を義務付けする保険とはどのようなものを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
38	実施方針	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17 19	3	(1)	イ					物価変動リスクNo18 建設期間中における資材物価変動の、最初の基準となる時期は、提案時の価格か、契約時か、確認申請の下りた時点になるのでしょうか？	現段階では提案時の指標を基準とすることを想定しています。 詳細は募集要項等公表時に示します。
39	実施方針	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17 19	3	(1)	イ					物価変動リスクNo18 一定の範囲を超える費用増減とは、どの程度の範囲でしょうか？	募集要項等公表時に示します。
40	実施方針	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17 19	3	(1)	イ					物価変動リスクNo18 契約期間中、複数回の変更をお考えでしょうか？ また、変更の基準となる時期は、一定の範囲を超えた時毎に行うのでしょうか？	建設期間中における物価改定は1度とします。 物価改定は、提案時の指標と着工日の属する月の指標を比較して協議を行います。
41	実施方針	リスク分担の方法等	19	表1	共通					17	『一定の金額』とありますが、具体的にはいくらでしょうか？	募集要項公表時に示します。
42	実施方針	リスク分担の方法等	19	表1	設計 建設					39	『上記以外の要因』が不可抗力による場合はNo.16が適用されると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
43	実施方針	リスク分担の方法等	19	表1	維持 管理					50	※4 事業者の帰責性の判断はどのように行いますか？	本市と事業者との協議によって決定します。
44	実施方針	リスク分担保表	19	3	9						(事業者が行う調査、建設、維持管理、運営に関するもの)が事業者負担となっていますが、法令を遵守し善良なる管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、日照障害、風害、電波障害等により、住民反対運動が起きた場合の負担については協議により、決定していただけますでしょうか。	本施設の建設を行うにつき通常避けることができない騒音等によるものは市の負担ですが、維持管理・運営業務については、市の責めに帰すべき事由がある場合以外は事業者負担とする想定です。 詳細は募集要項公表時に示します。
45	実施方針	リスク分担保表	19	3	18						「一定の範囲を超える資材物価変動」との記載がありますが、具体的にどこ教示いただけないでしょうか。	募集要項公表時に示します。
46	実施方針	リスク分担保表	19	3	60						給食数増減リスクについて、※6「事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。」とありますが、「一定以上の給食数」について具体的にどこ教示いただけないでしょうか。	募集要項公表時に示します。
47	実施方針		19								No.4収益関係税以外の税制度の範囲や税率の変更に関するもの(消費税、事業所税等)は市の負担とされておりますが、本事業は事業所税の課税対象であり、入札価格に含めるという認識で宜しいでしょうか。 入札価格に含める場合、公平性の観点から、本事業を実施する特別目的会社に対する事業所税の資産割の対象エリアについてお示し頂けないでしょうか。 本施設については、要求水準書(P.11)の給食エリアと一般エリアの事業者専用部分が課税対象となり、共用部分は按分となりますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、調理場施設のうち、給食エリアと事業者専用部分は課税対象となります。また、本市専用部分(市職員事務所等)は課税対象外となり、共用部分は面積按分となります。
48	実施方針		19								No.16の不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入れ替え等)は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	募集要項等公表時に示す事業契約書(案)をご確認ください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①			(a)
49	実施方針	リスク分担表	19	3						物価変動リスク18の「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減」は貴市のリスク分担とされておりますが、基準となる指標をご教示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
50	実施方針	リスク分担表	19	3	(1)	イ				リスク分担表No.18(物価変動リスク)に関して、建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減については貴市の負担となっておりますが、建設期間中とあるのは、設計期間を含めた設計・建設期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	実施方針	リスク分担表	19	3	(1)	イ				リスク分担表No.18(物価変動リスク)に関して、建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減については貴市の負担となっておりますが、資材物価変動だけでなく、労務費の変動も対象としていただけませんか。	募集要項公表時に示します。
52	実施方針	リスク分担表	19	3						物価変動リスク19の「維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減」は貴市のリスク分担とされておりますが、基準となる指標をご教示いただけますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
53	実施方針	リスク分担表	19	3	(1)	イ				リスク分担表No.33(用地リスク)に関して、市が公表した資料から予測できる土壌汚染及び地中障害物以外についてはすべて市のリスク負担としていただけないでしょうか。	原則として、市が公表した資料から予測できる土壌汚染及び地中障害物以外については市のリスク負担とします。
54	実施方針	リスク分担表	19	3	(1)	イ				リスク分担表No.33(用地リスク)に関して、「※2市は対応費用の負担等について協議できるものとする。」とありますが、どのようなケースが想定されるのでしょうか。	原則として、市が公表した資料から予測できる土壌汚染及び地中障害物以外については市のリスク負担としますが、全体の事業費の増加を避けるためにVE・CDを求める可能性があります。
55	実施方針	リスク分担表	19	3	(1)	イ				リスク分担表No.33、34(用地リスク)に関して、市が公表済みの参考資料3「既存施設に関する資料」の他に、土壌汚染及び地中障害物に関する資料があれば公表をお願いいたします。	公表できる資料はありませんが、土壌中の油分及びダイオキシン類については環境基準を下回っており、土壌汚染の可能性は低いと考えています。地中障害物については資料がありません。
56	実施方針	不可抗力リスク	19							16、17にある「一定の金額」とどのように決めるのでしょうか。	募集要項等公表時の事業契約書(案)に示します。
57	実施方針	物価変動リスク	19							18、19にある「一定の範囲」とどのように決めるのでしょうか。	募集要項等公表時の事業契約書(案)に示します。
58	実施方針	契約締結リスク	19							事業者に関係の原因であっても「官民各々にかかった費用は各々が負担」なのでしょうか。具体的な内容によって、負担を決めるべきではないでしょうか。	状況に合わせて協議に応じることとします。
59	実施方針	事業者の収入	19							表1の18にある物価変動の費用増減の基準となるのは提案書の提出日という事でよろしかったでしょうか？	No.38に対する回答をご参照ください。
60	実施方針	施設の性能維持リスク	20							「防災備蓄倉庫」は誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
61	実施方針	残渣処理リスク	20								78の残渣搬送、79の分別及び計量、80の搬送におけるリスクとは、それぞれ具体的にどのようなものでしょうか。	例えば以下のようなものを事業者負担とすることを想定しています。 No.78 各学校から給食センターまでの配送中に残渣をこぼした場合等に別途発生する追加処理費用 No.79 給食センター内での残食計量がうまくいかなかった場合の責任 No.80 給食センターから処理施設までの配送中に残渣をこぼした場合等に別途発生する追加処理費用
62	実施方針	財政上及び金融上の支援	26	7	(2)	ア					貴市は、本事業において交付金の充当を前提とされていますが、交付金の種類、おおよその金額、また申請等に必要書類作成とはどのようなものを想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	学校施設環境改善交付金の活用を想定しています。概算金額は募集要項等公表時に示します。 申請時に必要な書類作成とは、平面図(単線図共)・機器リスト・面積算定表などの提供を求めるものです。

実施方針等に係る質問書に対する回答

■要求水準書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)				
1	要求水準書(案)	食育の推進、地産地消への取組	1	1	(2)	イ						「デジタル配信の活用」との記載がありますが、効果的なシステムの提案にあたり、貴市の想定されている具体的な活用方法をご教示いただけないでしょうか。	オンライン会議システムを用いた授業や調理場見学などを想定しています。その他については事業者の提案に委ねるものとします。
2	要求水準書(案)	本事業の概要	1	1	(2)	イ						防災教育と連携した食育とありますが、現在実施している防災教育はどのようなものがありますでしょうか。	各学校にて学区の防災安全マップ作成や、地域で起こりうる水害や土砂災害リスクについて学び、マイ・タイムラインの作成を行うなど防災・災害に関する学習や避難訓練などを行っています。
3	要求水準書(案)	業務の範囲	5	2	(1)	ア	(イ)					既存施設解体業務の対象となる施設はアスベスト・PCB調査済みでしょうか。アスベスト・PCBは使用されていないという認識でよろしいでしょうか。	アスベストは一部調査済みです。追加資料を公表します。PCBは処理済みです。
4	要求水準書(案)	業務の範囲	5	2	(1)	ア	(イ)					既存施設でアスベストが見つかった場合、除去に関する手続き・作業、費用等は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	追加公表するアスベスト調査報告書に示されるものや、既に公表している図面等から読み取れるもの以外に見つかった場合、除去に関する作業・費用については基本的に市の負担とします。
5	要求水準書(案)	施設整備業務における基本的な考え方	5	2	(1)	イ	(ウ)					「災害発生時に極力被害を受けない堅固な施設とする。」とありますが、この場合の「災害」として想定している種別、程度などについてご教示いただけないでしょうか。	不可抗力には相当しない地震、水害等を想定します。
6	要求水準書(案)	敷地面積	6	2	(2)	イ						建設地は敷地のうち西側8,000㎡とありますが、残りの東側敷地を施設整備期間中に利用することは可能でしょうか。	利用可能です。
7	要求水準書(案)	敷地面積	6	2	(2)	イ						建設地は敷地のうち西側8,000㎡とありますが、残りの東側敷地を運営期間中に従業員駐車場等として利用することは可能でしょうか。	利用できません。
8	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	6	2	(2)	ウ	(エ)					建設地部分に2.0mの嵩上げを行うとは、20,000㎡の内、西側8,000㎡全体と理解すれば良いですか？この場合、西側市道からの進入路部分(参考資料2・敷地範囲図の斜線部分)は8,000㎡に含まれないと思いますが、如何でしょうか？	前段の対象範囲についてはご理解のとおりですが、要求水準書を修正していますので、当該項目及びNo.16の質問に対する回答もご参照ください。後段について、図の斜線部分も数字上は8,000㎡の中に含まれています。ただし、設計においては、進入路を除いた敷地が各法令上適法となるよう計画する必要があります(市道編入後、違反建築にならないようにするため)。
9	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	6	2	(2)	ウ	(エ)					2.0mの盛土部分と、東側の残地境界部分及び南側・西側の隣地との境界部分は、擁壁等を設けるのでしょうか？この場合、盛土部分の有効面積は、どの程度を要求されているのでしょうか？(擁壁の傾きを考慮)盛土天端部分で、有効面積として8,000㎡を要求でしょうか？	南側・西側の隣地との境界部分には擁壁等を設けてください。東側の残地境界部分は法面として処理してください(擁壁等は残地側で将来整備予定)。盛土部分の有効面積について要求はありませんので、設計内容に合わせてご提案ください。
10	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	6	2	(2)	ウ	(エ)					西側の市道から盛土部分への進入は、スロープが必要となりますが、進入路の縦断勾配は最大8%か、12%迄良いのでしょうか？(道路構造令基準?)または、参考資料2に記載されている、西側道路から95mの間で、約2%で摺り付けのお考えでしょうか？また、東側の残地と進入路の取り合い(レベル等)は、どの様にお考えでしょうか？(ドック付近)	前段については「倉敷市市道編入基準」及び「倉敷市道路位置指定申請の手引き」を満たす仕様としてください。後段については、盛土をした進入路からドックに擦りつけるよう法面として処理してください。
11	要求水準書(案)	浸水対策	6	2	(2)	ウ	(エ)					浸水対策として建設部分に2.0m程度のかさ上げを行うとあります。浸水対策として2m盛土と限定してしまうと工程及び工費が大きくなります。『施設の浸水対策を講ずること』等の記載にした方が経済的な提案ができると考えますが変更可能でしょうか？	要求水準書(案)の記載を変更します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
12	要求水準書 (案)	施設整備業務 に関する要求 水準	6	2	(2)	ウ	エ オ			西側の市道から盛土部分に進入路としてのスロープを設けた場合、進入路の北側部分の堤防護岸部分との取り合いは、擁壁等が必要となりますが、護岸部分は海岸保全区域となっている為、形状変更を禁止していますが、どの様にお考えでしょうか？	護岸の内側(敷地側)は海岸保全区域ではないため、内側への擁壁施工・埋立てについては許可不要の旨、水島港湾事務所と協議済みです(護岸そのものは市の財産ではないため改修不可)。詳細は協議をしながら設計を進めていくことになります。
13	要求水準書 (案)	施設整備業務 に関する要求 水準	6	2	(2)	ウ	エ オ			建設地部分の北側の護岸部分(堤防道路)にも擁壁等の設置が必要となると思いますが、この場合、形状変更に該当すると考えられますが、どの様にお考えでしょうか？	No.12の質問に対する回答をご参照ください。
14	要求水準書 (案)	敷地状況	6	2	(2)	ウ	(エ)			「本施設の浸水対策として、建設部分に2.0m程度かさ上げを行う。」との記載がありますが、盛り土を行う際は開発許可が必要でしょうか。	給食センターの建設にあたっては開発許可不要の旨、開発指導課と協議済みです。
15	要求水準書 (案)	液状化対策	6	2	(2)	ウ	(カ)			液状化対策として、想定する地震の規模はどの程度を想定すればよろしいでしょうか？最大加速度、Dcy値、PL値についてご教授願います。	地震の規模を具体的に想定して液状化対策を求めることは考えておりません。
16	要求水準書 (案)	敷地概要	6	2	(2)	ウ	(エ)			浸水対策のための盛土について、 ① 嵩上の範囲は事業敷地全体を想定されていますか、ご教示ください。 ② 建物周りは盛土とし、駐車場等は対策の範囲外とすることは可能でしょうか、ご教示ください。 ③ 浸水対策として、盛土以外の方法で提案することは可能でしょうか、ご教示ください。	① かさ上げの範囲は本施設部分としますが、災害発生時に極力被害を受けないことが前提です。No17もご参照ください。 ② 可能です。 ③ 盛土以外の方法も可能です。
17	要求水準書 (案)	かさ上げ	6	2	(2)	ウ	(エ)			2.0m程度かさ上げとは、どこからどこまでを測って2.0m程度なのでしょうか。また、「盛土」との文字がありますが、かさ上げする方法に指定や制限がありますか。かさ上げする範囲も何か指定や制限がありますか。	本施設1階床面が概ね現状地盤面から2.0m程度高くなるよう設計するものとします。(敷地内に大きな高低差はありません)かさ上げする方法や範囲に指定はありませんが、市道編入予定部分の下水本管は最低60cm以上の土被りを確保するよう計画してください。また、参考資料4-2のとおり既設マンホールの管底は周辺GL-2.025ため、かさ上げしないと難しいと考えています。
18	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(エ)			「建設地部分に2.0m程度かさ上げ」について、このかさ上げは建設地8,000㎡全体をかさ上げすることを求められているのでしょうか。	No.16の質問に対する回答をご参照ください。
19	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(エ)			「2.0m程度かさ上げ」の範囲は、建物建設部分と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(エ)			「2.0m程度かさ上げ」の高さは、計画建物1階床面が現況地盤面より2.0m程度高くなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 (案)	敷地状況	6	2	(2)	ウ	(エ)			建設地部分を2.0m程度かさ上げとの記載があるが、整備する進入路もすべてかさ上げ対象ですか、それとも建物部分のみをかさ上げ対象と考えればよいか。	建物部分のみのかさ上げでも構いませんが、No.16の質問に対する回答もご参照ください。
22	要求水準書 (案)	敷地状況	6	2	(2)	ウ	(エ)			かさ上げのやり方として、土砂による盛土以外にも可能で、その内容は提案によるという解釈でよいか。	No.16の質問に対する回答をご参照ください。
23	要求水準書 (案)	敷地概況	6		(2)	ウ	(エ)			「建設地部分に2.0m程度かさ上げ」について、建設地と西側前面道路との高低差は参考資料5「地盤調査結果」から1.5m程度と考えられますが、2.0m程度のかさ上げによって、前面道路よりも高い地盤面を構築することが求められているのでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書を修正していますので、当該項目及びNo.16の質問に対する回答もご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①			(a)
24	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(エ)			盛土の高さ、範囲が区画形質の変更に該当する場合、開発許可申請は必要となるのでしょうか。	給食センターの建設にあたっては開発許可不要の旨、開発指導課と協議済みです。
25	要求水準書 (案)	敷地状況	6	2	(2)	ウ	(ウ)			参考資料3に示す敷地内の既存施設はすべて解体・撤去とあるが、舗床の路盤やプール、浄化槽等もすべて撤去範囲に含まれるという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 (案)	敷地状況	6	2	(2)	ウ				参考資料2に示されている進入路(車線部分)は、市道に編入することを想定しているということですから、建物の建設部分にはならないという考えでよかったですでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(エ)			2.0mのかさ上げを実施する費用は御市にて負担いただけるという認識でよろしかったでしょうか？	提案額に含めてください。
28	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(オ)			護岸は安全上、建築物の建設上問題はない事は確認されているという事でよろしかったでしょうか？調査の結果、若しくは営業中に保全工事が必要となった場合には御市の負担にて実施いただけるという事でよろしかったでしょうか？	前段については、護岸は県所有のため、具体的には相談しながら進めていく旨を協議しています。後段については、前述の理由から保全工事が生じない設計にする必要がありますが、予期せぬ事態が起きた場合は協議に応じます。営業中に判明した場合の事業者の負担はありません。
29	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ				当該敷地は小田川の河口であるが、漁業権等の規制は有りますか？また、漁業権補償の対象となった場合のリスク負担は市側と考えて宜しいでしょうか？	小田川河口域には漁業権が設定されていることから、漁業法及びその関連法令・条例等を遵守してください。後段については、実施方針のリスク分担表No.11をご参照ください。
30	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ				当該敷地は、戦前からの開拓事業で建物履歴は旧海技大学児島分校のみと理解し、地中障害・地中構造物は無きものと理解させて頂いて宜しいでしょうか？また、万が一上記の構造物・障害物が出たときのリスク負担は市側と考えて宜しいでしょうか？	前段・後段ともにご理解のとおりです。実施方針のリスク分担表No.33、34もご参照ください。
31	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ				当該敷地内での建設工事に伴う湧水・溜まり水の場外排水は濁りの無い状態での直接放流で宜しいでしょうか？又は、水質検査を行い汚染されている場合の調査費用・浄化費用のリスク負担は市側と考えて宜しいでしょうか？コンクリート打設後の残コン処理・アジテーター洗浄についての水質汚染防止は当然施工者側リスク負担と致します。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 (案)	敷地概況	6	2	(2)	ウ	(カ)			地盤状況は受領データを使用して、建設費等を算定する事になると思われませんが、事業契約締結後地質調査(ボーリング調査)を実施した後に、基礎及び杭工事等の金額が大幅に増加した場合の建設費の差額は、変更増額対象として、市が負担して頂けるのでしょうか、それとも、事業者の負担でしょうか。	事業者による調査を実施してもなお予期することができない特別の状態が生じた場合は、協議により変更増額対象とします。
33	要求水準書 (案)	敷地概要	6	2	(2)	ウ	(カ)			液状化対策について、建物の基礎については有害な変形がおこらないように対策が必要と考えていますが、事業敷地全体については、コストを含めどのようにお考えでしょうか、ご教示ください。	事業敷地全体を補強するような液状化対策は想定していません。
34	要求水準書 (案)	インフラ整備状況	6	2	(2)	オ				施設整備のインフラ整備状況について、「事業者が提案する施設整備に合わせて必要な調査、各インフラ事業者等への確認、調整及び協議を行い、」との記載がありますが、現段階から各事業者へ調整・協議を行ってもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書 (案)	施設整備業務に関する要求水準	6	2	(2)	オ	(ウ)	b		資料4—1インフラ現況図(上水道)に記載されている、既設配管の改良の際、水道事業管理者との協議は、提案者の方ですと解せば良いのでしょうか？また、工事の際、道路管理者に対する道路法第24条の申請は、市か提案者か、どちらが行うのですか？「要求水準書P5,2(1)ア(ウ)(エ)、実施方針P2,1(1)オ(ウ)①(c)(d)」	前段について、ご理解のとおりです。後段について、工事の際の道路法の申請は事業者の業務とします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
36	要求水準書 (案)	供給能力	7	2	(3)	イ	(エ)			配送対象校を2校追加予定で増加に対応できる施設計画が求められています。2校の追加を含めて供給能力の6,000食程度が設定されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書 (案)	事業期間を通じた食数推移	8	2	(3)	イ	(ウ)			各年度の給食提供日数をご教示下さい。	各年度200日程度を想定しています。
38	要求水準書 (案)	施設整備業務に関する要求水準	8	2	3	イ	(エ)			「配送対象校を2校追加予定」とありますが、計画(食缶数、コンテナ台数)にあたり、想定される追加校それぞれのクラス数をご教示ください。	現時点では具体的な想定はありませんが、事業者間の提案条件をそろえるため、以下の仮定でご提案ください。また、現在提示している配送校から圏域が大きく外れないものとします。 ・追加時期:2校共に令和12年度 ・食数:A=230食、B=500食 ・クラス数:A=10クラス、B=19クラス(特別支援学級・職員室用含む)
39	要求水準書 (案)	供給能力	8	2	(3)	イ	(エ)			「事業期間中に少なくとも配送対象校を2校追加予定であり」との記載がありますが、提供食数6,000食を上回ることがないような調整は行っていいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書 (案)	施設概要	8	2	(3)	イ	(エ)			追加予定の2校の食数を教えていただけますでしょうか？	No.38の質問に対する回答をご参照ください。
41	要求水準書 (案)	供給能力	8	2	(3)	イ	(エ)			「事業期間中に少なくとも配送対象校を2校追加予定であり」との記載がありますが、配送対象校の位置によって配送車両の台数等に影響します。現時点での追加予定の2校の学校名、提供食数、増加の時期などをご教示いただけないでしょうか。	No.38の質問に対する回答をご参照ください。
42	要求水準書 (案)	事業期間中の配送対象校の追加	8	2	(3)	イ	(エ)			事業期間中の配送対象校の追加につきまして、追加する配送校の校名、食数、配缶数及び年月を可能な範囲でご教示ください。配送車両、コンテナ、食缶等の備品等の算出に必要となるため、不明な場合は、事業期間中最大となる学校別配缶数をご教示ください。	No.38の質問に対する回答をご参照ください。
43	要求水準書 (案)	事業期間中の配送対象校の追加	8	2	(3)	イ	(エ)			配送校2校の追加記載がありますが、施設側機器選定、設置スペース検討や配膳室改修および設備配置のコスト算出に伴い、食数やクラス数など詳細教示願います。	No.38の質問に対する回答をご参照ください。
44	要求水準書 (案)	事業期間中の配送対象校の追加	8	2	(3)	イ	(エ)			「事業期間中に少なくとも配送対象校を2校追加予定」とあり「費用は(中略)すべて事業者の負担とする」とあります。これは、事業者でコントロールできるリスクではないため、事業者間の提案条件をそろえるため「追加年度、クラス数、特別支援学級数、教職員分食数(食数は合計6000食が上限)」等を仮定で結構ですので、ご提示ください。	No.38の質問に対する回答をご参照ください。
45	要求水準書 (案)	施設概要	8	2	(3)	イ	(エ)			「事業期間中に少なくとも配送対象校を2校追加予定であり、この増加に対応できる施設計画とする。また、配送対象校の2校分の増加にかかる費用は、配膳室改修を除き、すべて事業者の負担とする。」とありますが、増加配送対象校の配膳室改修は本事業とは別と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書 (案)	献立方式等	8	2	(3)	ウ	(イ)			「主食・飲用牛乳は別途委託業者にて学校へ直送する」との記載がありますが、主食・飲用牛乳の調達に本事業の業務の範囲には含まれず、委託業者との調整は貴市で行っていただくという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 (案)	献立方式等	8	2	(3)	ウ				「小学校・中学校:2献立制」とありますが、内訳は「小学校で1献立(約3500食)、中学校で1献立(約2500食)」でよろしいでしょうか。(=1コース当たりの最大食数は約3500食)。また、配送対象校が追加となった場合でも追加の学校が小学校・中学校に関わらず、1コース当たりの最大食数以下となるようコース分けをして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	小学校・中学校別でのコース分けは想定しておりません。配送校が追加となった場合でも、1コース当たりの最大食数は3000食以下の想定です。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①		
48	要求水準書 (案)	献立方式等	8	2	(3)	ウ			副食3品×2コースの計6品の中で、「揚物機で調理する揚物メニューの重複」と、「スチームコンベクションオープンで調理する焼物・蒸し物メニューの重複」はなく、片コース分の最大食数が調理できればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 (案)	設計要求水準	9	2	(4)	イ	(イ)	a	ここでいう正面出入口とは、編入予定の市道から本事業の建物に入る場所の出入口ということでしょうか。それとも編入予定の市道と現況市道との接続部分のことでしょうか。	市道編入予定の進入路から、建物敷地へ入る部分の出入口を指します。
50	要求水準書 (案)	外構計画における基本的要件	9	2	(4)	イ	(イ)	a	正面出入口とは、どこを指しますか、ご教示ください。	No.49の質問に対する回答をご参照ください。
51	要求水準書 (案)	設計要求水準	9	2	(4)	イ	(イ)	b	ここでいうフェンスとは、編入予定の市道と面している部分(北側、東側)、南側敷地境界及び西側敷地境界と考えればよかったですでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 (案)	進入路	9	2	(4)	イ	(ウ)	a	進入路は将来的に市道編入を想定されていることから、(イ)建物敷地境界の整備にあたって、当該進入路との境界整備を基本とすると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書 (案)	外構計画における基本的要件	9	2	(4)	イ	(ウ)	a	敷地西側に整備する進入路は、護岸部分の形状変更を行わない等の条件を守れば、道路高さは事業者側で設定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書 (案)	進入路	9	2	(4)	イ	(ウ)	a	石碑の移設は本事業には含まないこととされておりますが、石碑の仮置き場は東側の残置とされており、解体工事完了後の移設となることが想定されます。本施設整備の効率化を図るため、石碑は貴市にて事前に他の場所へ移設していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
55	要求水準書 (案)	外構計画	9	2	(4)	イ	(ウ)	b	石碑の移設は本工事に含まないとありますが、別途工事にて移設すると解釈でしょうか？その場合、移設の時期はいつ頃を想定してますでしょうか？	ご理解のとおりです。本事業では、残地部分へ養生の上仮置きまで行うこととします。なお、移設の時期は未定です。
56	要求水準書 (案)	仮設計画	9	2	(4)	イ	(ウ)	b	工事用進入路は西面接続道路以外からも、進入路を造成して施工することは可能と考えてよろしいでしょうか？	敷地南側道路は私道のため、周辺関係者等と協議の上、了承が得られれば可能です。
57	要求水準書 (案)	外構計画における基本的要件	9	2	(4)	イ	(ウ)		進入路を将来、市道に編入されるとのことですが、敷地の形状が大きく変わります。市道敷を除いた敷地で法的な検討(道路斜線等)や囲障・門扉の位置、宅内最終柵(責任分界点)の設定など、予めの検討を行っておく必要があるか、ご教示願います。	ご認識のとおりです。進入路部分が市道編入された後も適法となるような計画としてください。事前に関係課と協議してご検討ください。
58	要求水準書 (案)	設計要求	9	2	(4)	イ	(ウ)	a	市道編入時に新たに敷地境界に必要なフェンスやセキュリティ関係設備などの費用は編入時に御市の費用負担にて実施いただけるという認識でよろしいでしょうか？	あらかじめ、市道編入の際に改修の必要が生じないような計画としてください。
59	要求水準書 (案)	設計要求	9	2	(4)	イ	(ウ)	c	上水の設備配管工事費は事業者負担という認識でよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
60	要求水準書 (案)	設計要求	9	2	(4)	イ	(ウ)	c	当初計画では敷地内に引込みをいただき、上水の御市メーターを設置していただく計画となると思います。市道編入後は市道外のセンター用地内に御市メーターの再設置をし、その負担は御市の負担にて実施いただけるという認識でよろしかったでしょうか？	要求水準書に記載の通り、「竣工後に市が管理するための倉敷市水道条例第26条(3)による管理負担金は事業者負担とする。」としているため、センター用地内にメーターを設置してください。また、参考資料2「進入路の整備(上下水道配管共)を行う。」の通り、進入路末端まで上水道配管を敷設することとしています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
61	要求水準書(案)	設計要求	9	2	(4)	イ	(ウ)	d		下水の最終柵は御市の負担にて編入時再設置いただけたという認識でよろしかったでしょうか？	センター用地内に最終柵設置を想定しているため、移設は不要です。また、参考資料2「進入路の整備(上下水道配管共)を行う。」の通り、進入路末端まで下水道配管を敷設することとしています。
62	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	11	2	4	ウ	(イ)	e		「野菜切裁室及び各調理室は、カメラを通じて調理器具及び作業の様子を視認できるように配置し」とありますが、どこで視認する予定でしょうか。	市職員用事務室を想定しています。
63	要求水準書(案)	運転手休憩室	11	表2-2						先行案件である「山陽ハイツ跡地」の主要諸室にあった「運転手休憩室」が今回はないのは理由がありますか。	運営方法や従業員の勤務形態は事業者の提案によるところが大きいため、必須ではない室としました。提案を制限するものではありません。
64	要求水準書(案)	施設設備業務に関する要求水準	12	2	(4)	ウ	(ウ)	b	(c)	食材搬入口にはエアカーテン等を設け、カーテン下部には、必要に応じ、床スリットを設けるとありますが、砂塵の巻き上げ防止が可能であれば床スリットでなく、同等の機能を有する設備でもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
65	要求水準書(案)	構内通路、駐車場等	13	2	(4)		(エ)	a	(d)	事業者職員用駐車場の台数は事業者の提案によると思いますが、事業者用の駐車場は無償で使用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書(案)	配送車両車庫	13	2	(4)		(エ)	b	(a)	「配送車両の車庫及び洗車スペースの設置は、事業者の提案による。」と記載がありますが、車庫とするか、あるいは車庫ではなく駐車スペースとするかは事業者提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書(案)		13	2	(4)	ウ	(エ)	a		駐輪場の台数に指定や目安はありますか。	事業者の提案に委ねます。従業員の想定などをもとにご提案ください。
68	要求水準書(案)	構造計画における基本的要件	13	2	(4)	エ	(ア)			建物の構造、階数、延床面積については、特に制限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書(案)	電気設備	14	2	(4)	オ	(ア)	a	(e)	「再生可能エネルギーの活用を踏まえた計画とする」との記載がありますが、本事業では太陽光パネルなどの再生エネルギー機器の設置ができる準備(場所の確保、基礎、空配管等)のみで設置・工事は不要という認識で宜しいでしょうか。	倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針及び後日示す審査基準書等を参照した上でご判断ください。
70	要求水準書(案)	電気設備	14	2	(4)	オ	(ア)	a	(h)	「デジタル配線の活用等による新しい食育を推進するため…」との記載がありますが、現在貴市で想定している具体的な食育内容等ございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	No.1の質問に対する回答をご参照ください。
71	要求水準書(案)	電気設備	14	2	(4)	オ	(ア)	b	(a)	「照明スイッチは、省エネに配慮したゾーニングを行う。」との記載がありますが、スイッチを設置する場所についてのゾーニングのことでしょうか。	省エネに資する、室の使い方に合わせたゾーニングを行い、スイッチの配線計画を行うという意味です。
72	要求水準書(案)	電気設備	14	2	(4)	オ	(ア)	a	c)	屋内設置の機器も重耐塩仕様が求められるのでしょうか。	ご提案に委ねますが、機器の長寿命化にも配慮した提案としてください。
73	要求水準書(案)	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(a)	「xii JIS規格、建築基準法に基づき、必要に応じて雷保護設備を設置すること」との記載がありますが、法的な規制がない場合、設計段階で不要となった場合は、設置不要にしても良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
74	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(b)	「炊き出し作業が最低限行うことができる保安用自家発電設備を設置する。」とありますが、何を何食分の炊き出しを想定されますでしょうか。	炊き出しに関する部分を削除し、要求水準書を修正します。炊き出しの有無によらず、「災害時における支援」として、支援の規模や内容は事業者の提案に委ねるものとします。
75	要求水準書(案)	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(b)	「商用電力停電対策として、事務室業務および炊き出し作業が最低限行うことができる保安用自家発電設備を設置する。」とありますが、最低限行う炊き出し業務の具体的内容をご教示いただけませんか。	No.74の質問に対する回答をご参照ください。
76	要求水準書(案)	電源設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(b)	iiにある「保安用自家発電設備」とiiiの「防災用非常電源」は別のものでしょうか。	ここでの「防災用非常電源」は消防設備等を稼働させるのに必要な電源を指し、「保安用自家発電設備」は商用電力停電対策として設けるものを指しています。
77	要求水準書(案)	施設整備業務に関する要求水準	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)	「調理場内の調理機器の運転・温度・調理状況をリアルタイムでモニタリング可能な設備を導入する。」とありますが、情報通信機器と連携し、調理、加熱機器をリアルタイムにモニタリング可能にするには大変ハードルが高い内容です。一般には冷蔵冷凍機器のみを対象としますが見直しできませんでしょうか。	モニタリング可能な調理機器の範囲については、事業者の提案によるものとします。
78	要求水準書(案)	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)	「サーバー等の機器については設置スペースを設けること。」との記載がありますが、現在想定した機器の台数や面積等をご教示いただけませんか。	詳細は未定ですが、最大でW700×D750×H1100程度のボックスタイプのサーバーラックを想定しています。
79	要求水準書(案)	電気設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)	サーバーについては貴市の持込機器と理解しておりますが、サーバー室の必要面積又はサーバー機器の大きさについてご教示ください。	No.78の質問に対する回答をご参照ください。室として設けるかどうか等は提案に委ねます。
80	要求水準書(案)	通信・情報設備	15	2	(4)	オ	(ア)	b	(c)	iで「電話3回線、FAX1回線」とあります。要求水準書案24ページには「多機能電話4台」とあります。回線数と合いません。	3台同時に電話ができるように3回線用意し、電話自体の配置は4台です。
81	要求水準書(案)	発電設備等	16	2	(4)	オ	(ア)	b	(j)	「最大限の設置に努める」とあります。努めた結果0kW(つまり設置しない)という判断はありでしょうか。	倉敷市公共建築物ゼロカーボン指針及び後日示す審査基準書を参照した上でご判断ください。
82	要求水準書(案)	電気設備	17	2	(4)	オ	(ア)	b	(k)	「緊急地震速報装置の設置を計画する。」との記載がありますが、装置を本事業で設置するのではなく、設置ができるような設備計画にするという認識でよろしかったでしょうか。また、「設置を計画する」「設備を導入する」「設置する」「設備を設け、配管配線工事を行う。」との記載が要求水準書内にありますが、明確な基準や違いなどはございますでしょうか。	緊急地震速報装置は本市で別途設置するため、計画は不要です。要求水準書を修正します。
83	要求水準書(案)	機械設備	17	2	(4)	オ	(イ)	b	(a)	「v 空調及び換気給排気口は結露対策を施す。」との記載がありますが、結露の可能性のある箇所のみに対応と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(案)	機械設備	18	2	(4)	オ	(イ)	b	(b)	「ii 食材の水冷用として冷却水が供給できる設備を…」との記載がありますが、使用温度は何度を想定していますでしょうか。	具体的な規定はありません。食品温度を効果的に20度以下に下げることが目的にあり、水温については事業者の提案によるものとします。
85	要求水準書(案)	排水設備	18	2	(4)	オ	(イ)	b	(d)	iに「必要に応じてグリストラップを介し」とあります。「不必要」と判断し、グリストラップを設けない設計も可能ですでしょうか。	ご理解のとおりです。グリストラップは設置は必須ではありません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
86	要求水準書(案)	機械設備	19	2	(4)	オ	(ウ)	a	(b)	「給排気口及び排水側溝、空調ドレンには、適切格子幅のSUS製防虫ネットを備えるなど、…」との記載がありますが、設置場所によっては清掃が困難な場所にあることも想定されます。フィルターなどの他の防虫対策を施せば、防虫ネット以外に変更は可能でしょうか。	防虫ネット以外への変更は可能です。
87	要求水準書(案)	冷凍庫(室)	20	2	(4)	カ	(ア)	a	(f)	一次加工された食材とありますが、一次加工され冷凍保存された食材が納品されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	冷凍庫(室)	20	2	(4)	カ	(ア)	a	(f)	「ii 一次加工された食材」とは、具体的にどのような食材でしょうか。併せて、1日当たりの最大使用量や荷姿など、収納容量検討のための条件をご提示ください。	地元で水揚げされた魚介類の切り身やすり身を想定しており、1日当たりの最大使用量は60g程度の切り身3000食分です。
89	要求水準書(案)	冷凍庫(室)	20	2	(4)	カ	(ア)	a	(f)	検取・下処理ゾーンの「冷凍庫(室)」にて一次加工された冷凍食材を保管する機器を指定していますが、よりよい設置場所を決定するにあたり、想定食材をお示しください。	地元で水揚げされた魚介類の切り身やすり身を想定しています。
90	要求水準書(案)	野菜切裁室	21	2	(4)	カ	(ア)	b	(a)	「野菜切裁室」について、室内面積を有効かつ効率的に使用するために、野菜下処理室から先の切裁について、「野菜切裁コーナー」として整備した場合でも容認していただけないでしょうか。	可としますが、切裁後の食材が滞留するのを防ぐため、運搬車や移動台が移動できるだけの広さを確保すること、加熱調理前と加熱調理後の食材が混在しないことにも十分配慮してください。
91	要求水準書(案)	果物切裁室	21	2	(4)	カ	(ア)	b	(b)	「果物切裁室」の「配缶」作業は、和え物用食缶と同食缶を使用する事もあり、面積合理化などによる和え物室と共通でも支障ないでしょうか。	不可とします。和え物と果物を組み合わせた献立もあります。
92	要求水準書(案)	揚物・焼物・蒸し物調理室	21	2	(4)	カ	(ア)	b	(c)	「ii タレなどを調理したり、からめたりできるような大きさの釜」とありますが、具体的な調理量を提示ください。	小学生1人60g程度、中学生1人70g程度の肉や魚の角切りを揚げた後に釜でタレとからめます。
93	要求水準書(案)	和え物準備室	22	2	(4)	カ	(ア)	b	(e)	和え物準備室を、煮炊き調理の一部コーナーとして計画しても容認していただけるでしょうか。	不可とします。
94	要求水準書(案)	回収前室	23	2	(4)	カ	(ア)	c	(a)	「回収前室」と「配送前室」は兼用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
95	要求水準書(案)	市職員用事務室備品	24	2	(4)	カ	(イ)		(a)	複合機の維持管理(インク代、メンテナンス、用紙代等)の費用負担区分についてご教示下さい。	市職員用事務室で使用する複合機の維持管理費については、市の負担とします。
96	要求水準書(案)	主要諸室の概要	26	2	(4)	オ	(イ)	a	(e)	倉庫(事務備品等)、備蓄用倉庫などに空調換気設備は必要でしょうか、それとも十分な換気ができる設備のみを設けておけばよいでしょうか。	倉庫(事務備品等)、備蓄用倉庫には十分な換気ができる設備のみを設ければ構いません。
97	要求水準書(案)	備品	25	2	(4)	カ	(イ)	a	(C)(d)	備品リストは事業者負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)に追記します。
98	要求水準書(案)	主要諸室の概要	25	2	(4)	カ	(イ)	a	(c)	会議室の「iii ウェブ会議システムを設ける」とは、下表の映像・音響設備の整備をすることで、機器は「※市が別途整備する事務備品のパソコン」を利用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
99	要求水準書 (案)	備蓄食材	26	2	(4)	カ	(イ)	a	(f)	備蓄食材を更新するとのことですが、どんな用途でしょうか。更新に伴い、事業者に発生する業務はありますか。	ローリングストックによるものです。更新した備蓄食品は給食での提供を想定しています。
100	要求水準書 (案)	トイレ	26	2	(4)	カ	(イ)	b	(b)	事業者のうち、通常は調理エリアに入らない事務員や清掃員は一般用のトイレ(一般用)を使うという想定でしょうか。検便や健康診断、日々の健康チェック、手洗いなど調理従事者と同レベルの衛生管理をすれば、トイレ(調理用)を使用してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
101	要求水準書 (案)	調理実習室	26	2	(4)	カ	(イ)	a	(d)	冷凍冷蔵庫は4室中、何室を冷凍のモデルにされますか。	冷凍庫2室の想定です。
102	要求水準書 (案)	調理実習室	26	2	(3)	カ	(イ)	a	(d)	炊飯器は何升炊きにされますか。	1升炊きとしてください。
103	要求水準書 (案)	脚部および補強材	28	2	(3)	キ	(ア)	b	(c)	構造上パイプ材、角パイプ材が使用できないコンテナ等は、他の部材もお認め頂けないでしょうか。	ご提案に委ねますが、清掃しやすいものとしてください。
104	要求水準書 (案)	(イ) 調理機器の仕様・洗浄・消毒・保管機器	30	2	(4)	キ	(イ)		d(a)	(a)食器洗浄機 i 予備洗いをを行う浸漬機を有するとありますが、食器洗浄機とは別に浸漬槽(機)を設けるという理解でしょうか、あるいは食器洗浄機本体に浸漬機能を有する食器洗浄機(例 かが洗浄機など)という理解でしょうか。	確実に洗浄できる方法であれば、予備洗いをを行う浸漬機は必須ではありません。
105	要求水準書 (案)	コンテナ洗浄機	30	2	(4)	キ	(イ)	d	(c)	「ii エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去」とありますが、機械での完全除去は困難なため、ワイパーなどの併用で、コンテナ室のドライ運用が図ればよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
106	要求水準書 (案)	調理機器の仕様	31	2	(4)	キ	(イ)	d	(d)	和え物用の食缶の消毒保管庫について「iv～必要に応じて、冷却機能を持つ機器を設置」とありますが、これは配送保冷機能が維持されることの必要性を説いた内容でしょうか。その場合、より効果的な蓄冷材の使用方法でも容認していただけるでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案によるものとします。
107	要求水準書 (案)	調理設備における基本的要件	31	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3内の野菜切裁室項目内に、容器洗浄機と記載されていますが、洗浄物は器具洗浄室内での使用想定ではないでしょうか？野菜切裁室内での、単独使用として認識しても良いでしょうか。	非汚染作業区域内での器具類は器具洗浄室内での洗浄を想定しています。運営計画等に応じて必要な設備をご提案ください。
108	要求水準書 (案)	調理設備における基本的要件	31	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3内の揚物、焼物、蒸し物調理室項目内に、フードミキサーと記載されていますが、どのような用途を想定されているのか教えてください。	加熱前の食材(魚肉のすり身やひき肉等)を攪拌する想定です。
109	要求水準書 (案)	調理設備における基本的要件	31	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3内の食品庫及びアレルギー専用調理室項目内に、冷蔵庫、冷凍庫と記載されていますが、各々の機器が必要でしょうか？冷凍冷蔵庫での想定は問題ないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
110	要求水準書 (案)	給食エリア各室の主要調理機器等	31	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3 各室での主要調理機器等 表中の「揚物、焼物、蒸し物室」主要な機器として「フードミキサー」がございしますが、用途についてご教示ねがいます。 ハンバーグなどのこねる作業をお考えの場合、汚染作業区域である肉魚下処理室に配置したほうがよろしいのでしょうか。ご教示願います。	加熱前の食材(魚肉のすり身やひき肉等)を攪拌する想定です。 設置場所については肉魚下処理室の配置とします。
111	要求水準書 (案)	給食エリア各室の主要調理機器等	31	2	(4)	キ	(ウ)			表2-3 各室での主要調理機器等 表中の「和え物準備室」主要な機器として「高速度ミキサー」がございしますが、用途についてご教示ねがいます。	タレの調味料を攪拌する想定です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
112	要求水準書(案)	揚物・焼物・蒸し物調理室	31	2	(4)	キ	(ウ)				フードミキサーは、加熱前食材を攪拌するという汚染の拡大の可能性の高い作業のため、衛生的な作業の観点から肉魚下処理室への設置でもよろしいでしょうか。	肉魚下処理室への配置とします。
113	要求水準書(案)	洗浄室	31	2	(4)	キ	(ウ)				「パズスルー消毒保管庫(食缶用)」は、コンテナ室の設置でもよろしいでしょうか。また、コンテナ室に設置した場合は、投入も取り出しも非汚染作業区域内となるため、運用上問題がなければ、パズスルー式は必須でなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
114	要求水準書(案)	調理機器等の設置	31	2	(4)	キ	(エ)	b	(a)		「回転釜は、同日の調理作業において、釜を洗浄して二度調理に使用するなどのいわゆる二回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置」とありますが、回転釜で調理する最大品目は、汁物2品(2献立分)+煮物等1品(2献立の内どちらか)でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書(案)	調理機器等の設置	31	2	(3)	キ	(エ)	b	(a)		和え物ポイル用の回転釜は複数回使用してもよろしいでしょうか。	同一献立及び同一食材の調理に限り可とします。
116	要求水準書(案)	調理機器等の設置	32	2	(4)	キ	(エ)				b.(a)回転釜は～二回転調理や使いまわしが無いよう十分な数を設置する、とございますが、和え物調理についてどのようにお考えでしょうか、ご教示をお願いします。	No.115の質問に対する回答をご参照ください。
117	要求水準書(案)	調理備品	37	2	(10)	ア	(カ)				食缶仕様一覧の備考を考慮すると、食缶の14Lと10Lの数量は一クラスにつき2個用意すると解釈でよろしいでしょうか。	通常クラスの食数は30～40食程度、食缶は14ℓが2つ、10ℓが1つとなります。
118	要求水準書(案)	コンテナ	38	2	(10)	ウ	(ア)				コンテナサイズの最後に「程度」とございますが、有城地区同様に「以下」との読み替え認識で良いでしょうか。	以下ではなく程度で結構です。積載する籠や食缶に合わせて提案してください。
119	要求水準書(案)	調理備品調達業務 コンテナ	39	2	(10)	ウ	(イ)				「～献立に応じて添物(ふりかけ、ジャム、チーズ等)を積載する」とございますが、容器はどのようにお考えでしょうか、ご教示をお願いします。	ナイロン袋等の使用を想定しています。
120	要求水準書(案)	学校配膳室改修業務	39	2	(11)						設計業務に含まれる事前調査について、石綿(アスベスト)の有無の事前調査結果の報告が施工業者に義務化され、2022年4月1日着工の工事から適用されています。学校配膳室改修業務において、石綿(アスベスト)が見つかった場合、事業者から労働基準監督署ならびに貴市への事前調査の報告をもって、対象校の石綿(アスベスト)対策の工事費や工事管理経費等のコスト増に係る追加費用の予算措置ならびに本事業のスケジュール(施設的设计・建設)の変更を貴市にてご対応いただくとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書(案)	学校配膳室改修業務	39	2	(11)						各学校配膳室について新設建具の形状をご指示願います。(引き戸もしくはシャッターでしょうか)また、必要最低幅と高さ及び素材をご指示願います。	引き戸、シャッター、開き戸いづれでも構いませんが、混雑の回避と安全性(衝突や指はさみ等の防止)を重視します。上記の観点から、サイズについてはW1800程度・H2000程度以上を希望します。材質については強度・清掃性に配慮したものとしてください。
122	要求水準書(案)	学校配膳室改修業務	39	2	(11)						各学校の配膳室について、「床のフラット化」と記載がありますが、既存側溝を埋めるだけではフラットにはならないと見受けられます。土間の増し打ち等は考えなくても良いのでしょうか。	配膳室の使い方に合わせたご提案に委ねます。ただし、掃除等で水を使用した場合でも排水できるように計画してください。
123	要求水準書(案)	学校配膳室設置備品一覧	39	2	(11)		(カ)				表2-7にある牛乳・デザート保冷庫とありますが、それぞれ個別という理解でしょうか。または保管容量を満たせば兼用でも可能でしょうか。	保管容量を満たせば兼用でも可能です。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
124	要求水準書 (案)	学校配膳室設置備品一覧	39	2	(11)		(カ)			表2-7にある牛乳・デザート保冷庫の選定にあたり、納入業者からの配送容器の大きさ形状を教示願います。学校毎に異なる場合には各々教示願います。	牛乳は業者が納品したものを専用の容器に移し替えます。その容器は39cm×28cm×20cm程度のステンレス籠で1籠に牛乳が40本入るものを、1クラスに1籠使用することを想定しています。デザートは、最大で35cm×29cm×13cm程度の箱状のものがクラスに1つ配送される想定です。	
125	要求水準書 (案)	学校配膳室回収業務	39	2	(11)		(カ)			牛乳保冷庫に収納する、牛乳容器寸法をご提示ください。また、1クラス分何個使用するかをご提示ください。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	牛乳は業者が納品したものを専用の容器に移し替えます。容器は全校統一で、39cm×28cm×20cm程度のステンレス籠で1籠に牛乳が40本入るものを、1クラスに1籠使用することを想定しています。	
126	要求水準書 (案)	学校配膳室改修業務	39	2	(11)		(カ)			デザート保冷庫に収納する、デザート容器寸法をご提示ください。また、1クラス分何個使用するかをご提示ください。学校ごとに異なる場合は、学校ごとにご提示ください。	最大で35cm×29cm×13cm程度の箱状のものがクラスに1つ配送される想定です。	
127	要求水準書 (案)	学校配膳室改修業務	39	2	(11)		(カ)			牛乳保冷庫・デザート保冷庫は、既存の学校では、バスルー式の場合と片面式の場合があります。改修後は、同じ仕様がよろしいのでしょうか。金額が異なるため、希望される仕様をご提示ください。	全校統一の仕様でなくても構いません。配膳室改修のプランにあわせてご提案ください。配膳室としてスムーズな運営ができるかや、使いやすさを重視します。	
128	要求水準書 (案)	業務内容	42	3	(2)		コ			開所式の準備・開催は貴市が費用のご負担をされるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
129	要求水準書 (案)	外構等維持管理業務	51	4	(5)		ア			維持管理期間において、東側残地の雑草の除去・ゴミ拾い等は、今回の対象範囲外という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
130	要求水準書 (案)	排水設備	53	4	(6)		ウ	(ウ)	d	(a)	「グリストラップは適切な周期・頻度で清掃」とあります。要求水準書18ページのグリストラップは設置が必須ということでしょうか。	グリストラップ設置は必須ではありません。
131	要求水準書 (案)	維持管理業務に関する要求水準「清掃業務」	54	4	(6)		エ	(エ)			廃棄物の処理として学校から回収した牛乳パックと記載がありますが対象校からはどのような状態で回収されるのでしょうか。また飲み残しも回収するのでしょうか。	現状は潰してビニール袋にまとめて回収しています。パック、飲み残し牛乳は事業者が回収する想定で、方法については提案に委ねます。
132	要求水準書 (案)	清掃業務(廃棄物処理)	54	4	(6)		エ	(エ)			「学校から回収した牛乳パック」とあります。飲み干した牛乳パックは学校で洗わずに共同調理場に戻ってくるのでしょうか。牛乳は学用品なので、何に入れて戻ってくるのでしょうか。また、飲みかけ(一部牛乳が残っている)や手つかずの牛乳は、どのように戻ってくるのでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。後段の飲みかけや未開封の牛乳は1つの容器に回収後、事業者が回収する想定ですが、回収方法等については提案に委ねます。
133	要求水準書 (案)	給食調理業務	62	5	(3)		ア				「c.地域の食材の使用・加工」とございますが、具体的にはどのような食材をどのように活用したいとお考えでしょうか。ご教示願います。	地元の魚介類や農作物など地域の食材を一次加工し、長期保存しながら献立に取り入れていく想定です。
134	要求水準書 (案)	運営業務に関する要求水準	62	5	(3)		ア	(ア)	d		泥付き野菜・不揃い野菜の使用とありますが、事前に打ち合わせ等で情報をいただけるのでしょうか。	事前に打ち合わせをしながら実施する想定です。
135	要求水準書 (案)	運営業務に関する要求水準	62	5	(3)		ア	(ア)	e		生野菜、果物の非加熱提供とありますが、トマト類や参考資料8のキャベツの生食提供のほか、野菜ではどのようなものがございましてでしょうか。	レタスやきゅうりなどの生野菜サラダを想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
136	要求水準書 (案)	保存の方法	64	5	(3)	イ	(イ)	a			配送校へ直納される食品について、保存用に本給食センターへ納品される時刻等について、ご教示ください。	現時点では未定です。
137	要求水準書 (案)	配送及び回収業務	65	5	(5)	ア					事業予定地内を配送会社の営業所として登録は可能でしょうか。	可能です。
138	要求水準書 (案)	配送及び回収業務	65	5	(5)	ア					配送車は昼休み中、各学校内での待機は可能でしょうか。	基本は可としますが、駐車場所があるかなど、最終的には各学校との協議によります。
139	要求水準書 (案)	残渣等処理業務	66	5	(6)	ア					未開封の牛乳の処理についてご教示下さい。	学校側が空けて、飲み残しと同様の処理を行います。
140	要求水準書 (案)	残渣等処理業務	66	5	(6)	ア					開封された牛乳パックの処理方法についてご教示お願い致します。また処理方法に指定(洗浄、乾燥等)がありましたらご教示お願い致します。	牛乳パックの処理については指定はありません。なお、各学校での牛乳パックの洗浄・解体・乾燥は想定していません。
141	要求水準書 (案)	残渣等処理業務	66	5	(6)	ア	(ア)				配送校から回収した残食(事業者が調理したおかずの残食以外の米飯、パン、牛乳を含む)を、学校及びおかずごとに計量、記録とございますが、米飯やパン、牛乳はどのように回収を行うとお考えでしょうか、ご教示ねがいます。	主食の残食についてはビニール袋での回収、牛乳は食缶等での回収を想定していますが、事業者の提案に委ねます。
142	要求水準書 (案)	残渣等処理業務	66	5	(6)	ア	(オ)				事業者が再生利用等により処分する、とございますが、どのような再生利用等をお考えでしょうか、ご教示ねがいます。	飼料化や堆肥化などの提案に期待します。
143	要求水準書 (案)	残渣処理業務	66	5	(6)	ア	(ア)				「事業者が調理したおかずの残食以外の米飯、パン、牛乳」は、何(食缶)に入って調理場に戻ってくるのでしょうか。	主食の残食についてはビニール袋での回収、牛乳は食缶等での回収を想定しておりますが、提案に委ねます。
144	要求水準書 (案)	運營業務に関する要求水準	66	5	(8)	ア	(オ)				「配送車両の側面及び背面には、容易に視認できる寸法で、(仮称)児島給食共同調理場の配送車であることを明示する(正式名称については、別途指示する。)」とありますが、「容易に視認できる寸法」について具体的にご教示いただけないでしょうか。	設計段階で協議します。
145	要求水準書 (案)	配送車両調達	66	5	(8)						配送車両の調達は、リース方式でよろしいでしょうか。	リース方式でも構いません。ご提案に委ねます。
146	要求水準書 (案)	配送車両	66	5	(8)	ア					リースでもよいでしょうか。新車でなくてもよいでしょうか。	No.145の質問に対する回答をご参照ください。
147	要求水準書 (案)	食育支援業務	67	5	(10)	ア					11ページの主要諸室区域区分では見学室の記載はありませんが67ページには見学とあります。この見学とは、どのような見学の仕方を想定されておりますでしょうか。	児童生徒のオンライン見学や、関係者の視察などを想定しています。広く市民を招いての見学会は想定していません。
148	要求水準書 (案)	食育支援業務	67	5	(10)	イ					試食会の開催時間の想定が記載されていますが、学校への配送が実施される日に開催を想定されているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)			
149	要求水準書 (案)	試食会	67	5	(10)	イ					試食会にかかる食材等の費用負担は市でしょうか。また、本施設紹介ビデオの作成や費用負担は市でしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、要求水準書42ページ「3(2)サ 広報資料の作成 (イ)DVD」に示す本施設紹介DVDを指すため、事業者負担です。
150	要求水準書 (案)	その他 アレルギー対応 食について	68	5	(11)	ア	(ウ)				C.アレルギー対応食は専用食器とともに配送BOXにて配送を行う、とございますが、現在、配送校ごとのアレルギー対応対象者数など、目安となる食数はございますでしょうか、ご教示願います。	令和4年度、配送対象校で乳・卵の除去食対象者がいる学校は10校で27名。各校の対象人数1～6名です。その他の食物アレルギーで弁当または一部持参をしている児童生徒は80名程度おります。
151	要求水準書 (案)	アレルギー対応 食	68	5	(11)	ア	(ウ)				配送用BOX等はコンテナに収容するのでしょうか。数が少ない場合、助手席で運んでもよいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。安全に衛生的に配送できる方法をご提案ください。
152	要求水準書 (案)	アレルギー対応 食提供	68	5	(11)	ア	(ウ)	c			「最大で主食、副食3品、デザート類等のアレルギー対応の料理のみを1セットにして、アレルギー対応食用の食器と合わせて配送用BOX等に格納し配送」とありますが、全メニューにアレルギーを使用するとは考えづらいため、どのように想定されているのかお示ください。また、調理機器能力の選定に大きく影響するため、アレルギー対応食調理室内での最大調理品数をお示ください。	できるだけアレルギーが重ならない献立作成をしていますが、今後対応品目を増やした場合、複数の除去食対応等が必要な児童生徒が増える可能性があります。最大調理品数については現時点では未定です。
153	要求水準書 (案)	業務水準の確保に関する要 求水準	72	6	(5)	(イ)					「事業者は、事業契約後速やかに、リスク管理体制を担保する各種契約書等を作成し、市に提出する。」とありますが、「リスク管理体制を担保する各種契約書」とは具体的にどのような契約書を指すのかご教示いただけないでしょうか。	事業者が提案するリスク管理体制を示す、SPCと構成員との契約書や体制表などを想定しています。

実施方針等に係る質問書に対する回答

■要求水準書(案) 参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	①	(a)		
1	参考資料3									資料3, 既存施設に関する資料に、雨水桝・汚水桝・止水栓・メーターボックスの記載がありますが、給排水の配管図がありますか？ 無い場合の調査は、提案者の負担とお考えでしょうか？	現状お示しできるものは資料3のうち「海外大 学校 既存配管図」のみとなります。それ以上の調査が必要な場合は、事業者の負担とします。
2	参考資料6	学校別児童生徒数等一覧表								表中記載ある配位数計は児童・生徒クラス数に特別支援、職員の合計数値となっていますが、少人数の特別支援については記載ある配位数にて想定が必要でしょうか。各学校毎少人数対応の食缶等の検討が必要でしょうか。 例:下津井中 特別支援生徒数計4名に対して2クラスの配位数	提案上は記載の配位数でご検討ください。詳細は設計時・運営開始時に協議の上決定します。(学校ごとに分け方が異なり、また、特別支援学級の人数を推計することは困難であるため。)
3	参考資料6	学校別児童生徒数等一覧表								表中記載ある職員のクラス数について職員数に関わらず各学校1クラスでの検討で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	参考資料6	学校別児童生徒数等一覧表								この資料のクラス数が事業期間中の最大値と考えて、食缶の調達数量やコンテナ台数計画を行ってよろしいでしょうか。この資料の数値以上になる場合は、事業期間中の学校別の最大クラス数(特別支援学級、職員室含む)をご提示ください。	現時点で事業期間中の最大クラス数をお示しすることはできません。約6,000[食/日]以下であれば、クラス数が変動する可能性はあります。資料のクラス数で計画し、増えた際には都度対応してください。 (資料:3,349+2,405=5,754食/日)
5	参考資料8	調理指示書例								調理指示書Bで「小380、中2400」とありますが、要求水準書(案)P8に記載の通り、小学校と中学校別の2献立ではないのでしょうか。	小学校と中学校でのライン分けは想定しておりません。小学校と中学校の混合ラインも想定しております。
6	参考資料8	調理指示書例								食材量等の計算を行いたいので、Excelデータで公表していただけないでしょうか。	公表しません。
7	参考資料10	ガス								ガス料金としてプロパンガスをあげています。建設予定地には都市ガスはないのでしょうか。	P.7の(イ)ガス に記載のとおり、都市ガス供給エリア外です。
8	参考資料10	別紙献立予定表								ぶっかけうどんの麺はソフト麺ではなく、共同調理場で加熱したものを食缶に入れ、その後学校で生徒が汁をかけて食べるの理解でよろしいでしょうか。なすのポローニャがソフト麺となっているので、念のためお尋ねします。	麺はうどん、ソフト麺、中華麺の3種類あり、いずれも個袋に入った状態で麺委託業者から学校へ納品されます。児童生徒は配食後、各自で汁をかけて喫食します。
9	その他									設計業者と工事監理業者が同一のケースは多いかと存じます。つきましては、参加資格申請の際に、工事実績などの添付書類で共通のものは、それぞれに添付するのではなく、どちらかに添付すればよいという方法にいただけないでしょうか。	ご提案を受け入れ、設計業務を行う者と工事監理を行う者が同じ場合は添付書類を省略できることとします。
10	その他									提案書につきまして、電子データでの提出、または提出部数を減らすことをご検討いただけますようお願い申し上げます。ペーパーレス化及び作成、輸送作業軽減の観点からです。	検討します。
11	その他									提案書につきまして、インデックスを様式ごとにつけるなどではなく、可能な限り減らすことをご検討いただけますようお願い申し上げます。	検討します。